

第 1 章 計画の目的と位置付け

1 住生活マスタープラン策定の背景

区は、区民が良好な居住環境のもとで安心して快適に住み続けられるための住宅対策の推進を図り、もって健康で文化的な住生活の維持及び向上に寄与することを目的とし、平成4(1992)年3月に「目黒区住宅基本条例」を制定し、平成5(1993)年3月に「目黒区住宅マスタープラン」を策定しました。その後、第2次から第6次まで5回の改定を行ってきました。

平成30(2018)年3月に第6次住宅マスタープランを策定してから、SDGs や脱炭素*社会への対応の必要性の高まり、気候変動による自然災害の頻発、激甚化など、社会経済情勢は大きく変化しています。また、新型コロナウイルスの感染拡大を契機とし、生活困窮者の増加、テレワーク*の普及など新しい生活様式の展開や、郊外への転出世帯の増加など、住まいのあり方も転換しつつあります。さらに、住宅分野においても ICT*技術や DX 化*の進展への対応が求められています。

こうした状況のなか、マンションの管理計画認定制度*の創設、「住生活基本計画(全国計画)」、「東京都住宅マスタープラン」など、社会情勢の変化に合わせ、住宅政策の方針も見直されています。

一方、区の人口と世帯数は中長期的には増加傾向が続き、令和22(2040)年には約30万人になると予測されています。区は、令和3(2021)年3月に基本構想、令和4(2022)年3月に基本計画を策定し、「さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐる」を将来像に掲げ、地域で暮らす人や働く人、学ぶ人、訪れる人、すべての人が「心地よい」と感じることを目指し、新たな取組を行っています。

また、こうした背景のもと、住宅政策は単に住宅を供給するだけでなく、区民の生活や住まい方の質を向上させ、住まい・近隣・都市の居住環境をより良いものにするためのものであることから、これまでの居住支援の取組を引き継ぎ発展させ、計画の名称を「住宅マスタープラン」から、「住生活マスタープラン」とします。

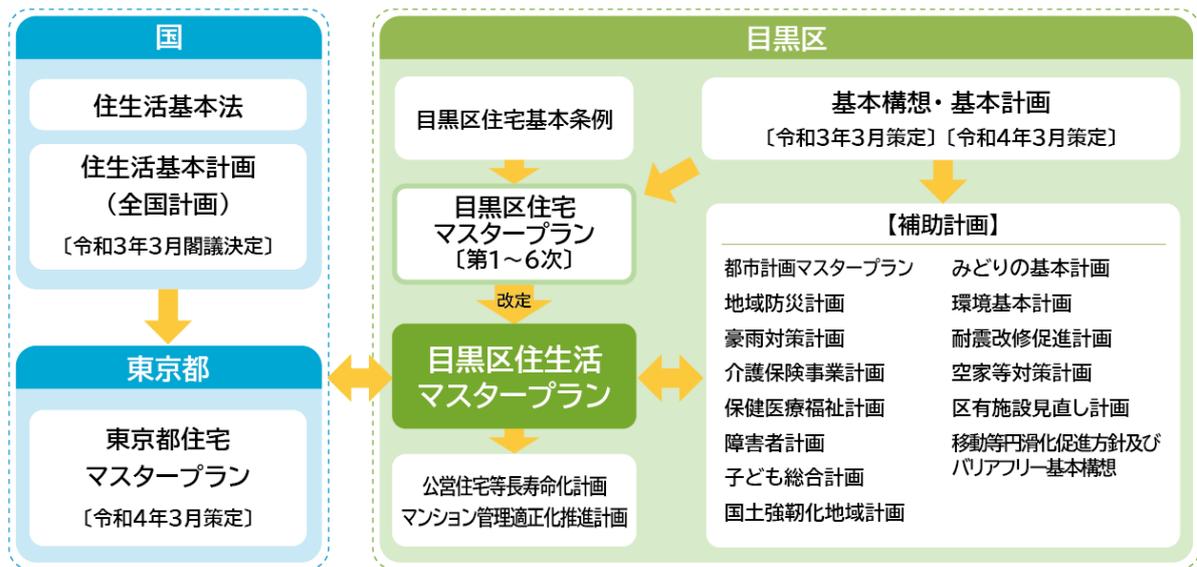
2 計画の目的

区の住宅と住環境の将来を見据えて、国や東京都における住宅施策の動向との整合を図りつつ、区の特性に応じた体系的かつ総合的な住宅施策を展開することを本計画の目的とします。

3 計画の位置付け

目黒区住生活マスタープランは、「目黒区住宅基本条例」に基づき住宅政策を総合的かつ計画的に推進するための住宅基本計画であるとともに、住生活基本法に基づく区の住生活基本計画です。

住生活基本計画（全国計画）、東京都住宅マスタープラン等と整合を図りながら、区の基本計画の住宅政策に関する補助計画として、都市計画マスタープラン等と相互に連携を図りながら施策を展開するものです。

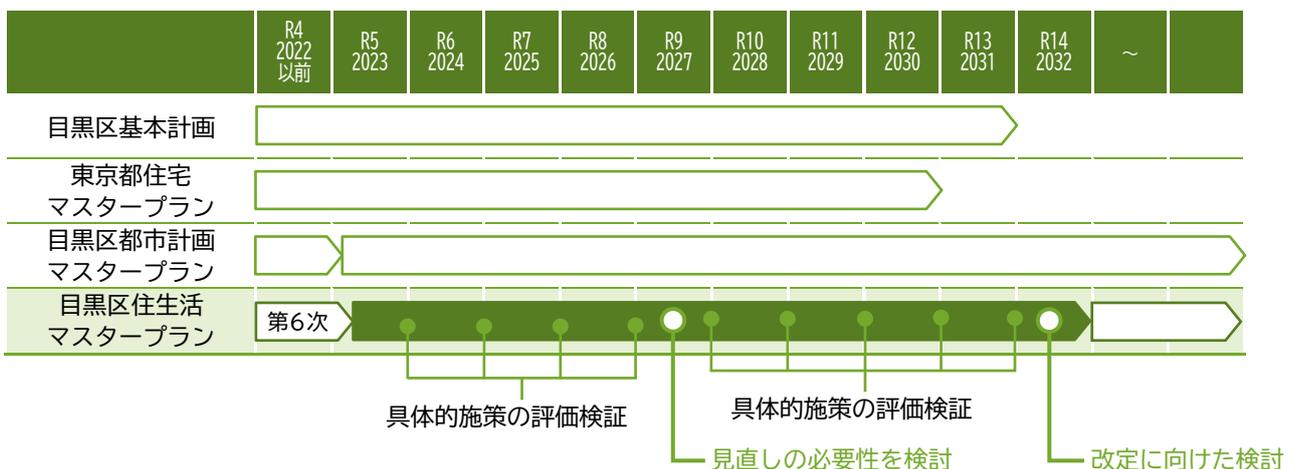


4 計画期間

計画期間は、長期的な視点から住宅施策を展開するため、令和 5 (2023) 年度から令和 14 (2032) 年度の 10 年間とします。

中間年（おおむね 5 年）に、社会情勢の変化や関連計画との整合等を踏まえ、見直しの必要性について検討することとします。

また、本計画に位置付けた施策は毎年度、評価検証し、実施状況に応じて、適宜修正を行います。



5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指すために取り組むべき国際目標です。

17のゴール、169のターゲットで構成されており、本計画も、住宅分野、福祉分野、環境分野、防災分野など、多岐にわたる関連要素に配慮しながら計画を推進していきます。



住生活マスタープランと関連する SDGs のゴールは、下表のとおりです。

■ 住宅政策に関連するゴールと主な内容

関連するゴール		本計画と関連する主な内容
	1 貧困をなくそう	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯等の多様な世帯への居住支援 区営住宅*等による住宅確保要配慮者*の住まいの確保 住宅確保要配慮者の円滑な住宅確保の支援
	3 すべての人に健康と福祉を	<ul style="list-style-type: none"> 区営住宅等による住宅確保要配慮者の住まいの確保 住宅確保要配慮者の円滑な住宅確保の支援 見守り等による重層的な住宅セーフティネット*の構築 健康・快適で持続可能な住まいづくりの推進
	4 質の高い教育をみんなに	<ul style="list-style-type: none"> 住まいに関する学習機会の充実
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	<ul style="list-style-type: none"> 健康・快適で持続可能な住まいづくりの推進
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強い地域づくりの推進
	10 人や国の不平等をなくそう	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯等の多様な世帯への居住支援 住宅確保要配慮者の円滑な住宅確保の支援 バリアフリー化等の住まいづくりに対する支援体制の充実
	11 住み続けられるまちづくりを	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強い住まい、地域づくりの推進 区営住宅等による住宅確保要配慮者の住まいの確保 住宅確保要配慮者の円滑な住宅確保の支援 バリアフリー化等の住まいづくりに対する支援体制の充実 マンション等の適切な維持管理の促進

関連するゴール		本計画と関連する主な内容
 12 つくる責任 つかう責任	12 つくる責任 つかう責任	<ul style="list-style-type: none"> ・住まい方に対応した良質な住宅ストック*の形成 ・マンション等の適切な維持管理の促進
 13 気候変動に 具体的な対策を	13 気候変動に 具体的な対策を	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い住まいづくりの推進 ・健康・快適で持続可能な住まいづくりの推進
 16 平和と公平を すべての人に	16 平和と公平を すべての人に	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な地域づくりの推進
 17 パートナーシップで 目標を達成しよう	17 パートナーシップで 目標を達成しよう	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り等による重層的な住宅セーフティネット*の構築 ・地域コミュニティでの助け合い・支え合いの支援 ・住まいに関する情報提供の充実

◆目黒区ゼロカーボンシティの表明

- ・近年、地球温暖化の進行により、世界的に気象災害が頻発し、我が国でも台風や集中豪雨による深刻な被害が発生しています。
- ・令和3(2021)年5月に改正された地球温暖化対策推進法では、2050年までの脱炭素社会の実現が明記され、地方公共団体が定める地球温暖化対策の実行計画に、目標設定を追加することが義務付けられました。
- ・区では、令和4(2022)年2月1日に、2050年の二酸化炭素排出量を実質ゼロ(脱炭素化)とするゼロカーボンシティの実現を目指すことを表明しました。
- ・また、令和5(2023)年3月には実現に向けた具体的な取組を示す、「地球温暖化対策地域推進計画」を含む「目黒区環境基本計画」を改定しました。

